◆ 申告相談の日程

※市役所、巡回相談の両方とも会場に入場できる人数を制限させていただきます。
詳しくは広報すずか 1 月 20 日号をご確認ください。

市役所での申告相談日程 受付時間 8：30～15：45 ※早めに終了することがあります。

駐車場や庁舎への入場は午前 8 時からです。近隣のご迷惑となるため、それまでのご来場はお控えください。

申告相談期間	申告会場
2 月 17 日(月)～3 月 17 日(月) 土曜・日曜・祝日はお休みです。	市役所 12 階 大会議室

市役所 2 階市民税課窓口での申告相談は実施していません。
記入済みの申告書の提出は 2 階窓口で受付します（その場合、添付資料等はすべてお預かりします）。

巡回相談での申告相談日程 受付時間 9：30～14：45 ※早めに終了することがあります。

月日	申告会場	月日	申告会場
2 月 7 日（金）	庄野公民館	2 月 28 日（金）	加佐登公民館
2 月 10 日（月）	箕田公民館	3 月 3 日（月）	飯野公民館
	椿公民館	3 月 4 日（火）	合川公民館
2 月 12 日（水）	若松公民館	3 月 5 日（水）	久間田公民館
2 月 13 日（木）	庄内公民館	3 月 6 日（木）	一ノ宮地区市民センター
2 月 14 日（金）	石薬師公民館	3 月 7 日（金）	河曲公民館
2 月 19 日（水）	深伊沢公民館	3 月 10 日（月）	天名公民館
2 月 20 日（木）	井田川公民館	3 月 11 日（火）	栄公民館
2 月 25 日（火）	鈴峰公民館	3 月 12 日（水）	国府公民館
2 月 26 日（水）	牧田公民館	3 月 13 日（木）	白子地区市民センター
2 月 27 日（木）	玉垣公民館	3 月 14 日（金）	稲生公民館

持ち物

○ 市民税・県民税申告書
○ 本人確認書類
○ 個人番号（マイナンバー）確認書類
○ 黒ボールペン
○ 所得と控除の添付資料
⇒手引き20ページ「添付・提示資料チェック表」
または、各所得や控除の欄を確認ください。

◆ お願いとお知らせ

お願い

- ●申告相談に必要な資料は、事前に整理及び集計してお持ちください。
- ●医療費や営業等所得・農業所得・不動産所得の各経費を集計していない場合は、会場にてご自身で集計していただきます。
- ●申告会場は大変混み合います。ご自身で申告書を作成できる方は、完成した申告書と添付資料を郵送でご提出いただくか、直接市民税課または、地区市民センターの窓口へお持ちください。

お知らせ

●納税通知書等は以下の予定で発送します。

・給与天引きの方（お勤め先へ発送）	… 5 月中旬
・年金天引きの方	… 6 月中旬
・個人納付の方（口座振替含む）	… 6 月初旬～中旬

※個人納付の方で税額が 0 円の場合、通知書は送付されません。

この手引きは再生紙を使用しています。

令和 7 年度　市民税・県民税申告の手引き

この手引きの表紙は申告相談の日程表と申告書の記入例（裏面）となっています。
申告内容の説明については、1～20ページをご覧ください。

申告される方へのお願い

・**原則ご自身で申告書を作成してください。**完成した申告書等は郵送していただくか、直接市民税課（市役所 2 階）または地区市民センターの窓口へ提出してください。
※**郵送時、控え（3 枚目）は切り離して保管してください。**ただし収受印がある控えをご希望の場合は、3 枚目を切り離さずに返信用封筒を同封して郵送してください。
・**申告会場（裏面記載）は混雑が予想されるため、極力ご来場をお控えください。**
・やむを得ず会場へお越しの場合は以下の点にご協力ください。
発熱等の体調不良を感じる場合は、来場をご遠慮ください。
できる限り**最少の人数でお越しください。**
滞在時間短縮のために、申告相談に必要な書類の整理・集計は**事前に行ってきてください。**
例年 2 月中は特に混雑するため、できる限り時期をずらしたご来場にご協力ください。

令和 7 年度から適用される主な税制改正

●住宅借入金等特別税額控除の拡充

19 歳未満の子を有する世帯または夫婦のいずれかが 40 歳未満の世帯が令和 6 年中に入居した場合、借入限度額の上乗せ措置があります（新築等の認定住宅は 500 万円、新築等の ZEH 水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅は 1,000 万円を上乗せ。）。また、合計所得金額 1,000 万円以下の者に限り、新築住宅の床面積要件が緩和されます。

その他注意点

●医療費控除（11 ページ）の申告をする際は、**「医療費控除の明細書」**の添付が必要です。**領収書では申告することができません**ので、ご注意ください。

目 次

ページ
1. 申告が必要か不要かの判断 … 1
2. 所得金額の計算 … 2
3. 所得控除金額の計算 … 6
4. 税額控除金額の計算 … 12
5. 課税される所得の範囲 … 15
6. 市民税・県民税、森林環境税の税率 … 15
7. 市民税・県民税、森林環境税額の計算の流れ … 16
8. 収支内訳書の書き方 … 17
添付・提示資料チェック表 … 20

この手引きは市民税・県民税の一般的な事柄について書いてあります。全ての事例を網羅しておりませんので、ご不明な点がありましたら、右記の連絡先までお問い合わせください。

また、この手引きは法改正等により内容が変更になる場合があります。

お問い合わせ及び郵送での提出先

〒513-8701
三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号
鈴鹿市　総務部　市民税課
電話：（059） 382 － 9446 （直通）
（059） 382 － 1100 （代表）

控除を受けるための領収書や証明書等は、**添付する必要がありますので**、
必ず申告書2枚目の資料貼付用紙に貼付けてください。
※必要な資料の添付がないと、控除が認められない場合があります。
医療費控除の申告には、医療費控除の明細書が必要です(領収書では不可)。

申告書記入例

※記入例にある添付資料は代表的な様式を掲載しています。
※申告書の控え(3枚目)は切り離して手元に保管してください。収受印が押された控えを希望される場合は、切り離さず返信用封筒を同封してください。

源泉徴収票等の添付が不要となりました。
ただし、**市の申告会場等で申告書を作成する場合は、金額の確認のため源泉徴収票等が必要ですので**、忘れずにお持ちください。

手引きの参照ページ

所得金額 … 2～5ページ
所得から差し引かれる金額 … 6～11ページ

■国民健康保険料　※ 6ページの社会保険料控除欄 参照

市役所から送付される納付済額のお知らせをご確認ください。

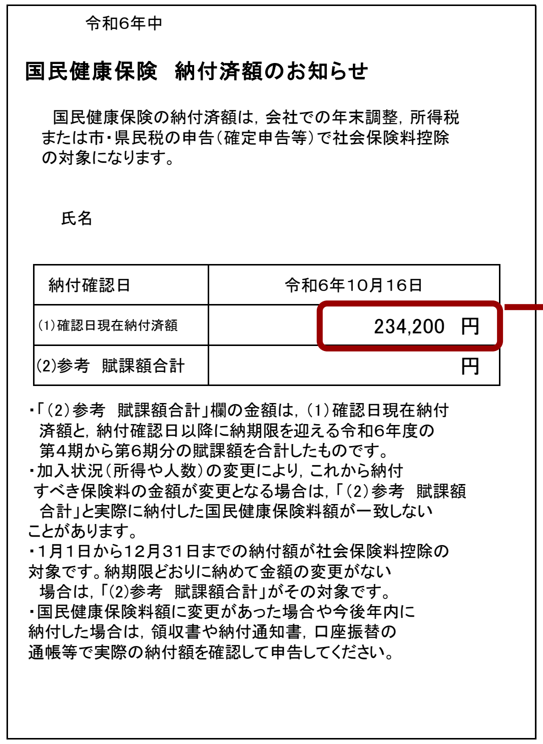

令和6年中

国民健康保険　納付済額のお知らせ

国民健康保険の納付済額は，会社での年末調整，所得税または市・県民税の申告（確定申告等）で社会保険料控除の対象になります。

氏名

納付確認日	令和6年10月16日
(1)確認日現在納付済額	234,200　円
(2)参考　賦課額合計	円

・「(2)参考　賦課額合計」欄の金額は，(1)確認日現在納付済額と，納付確認日以降に納期限を迎える令和6年度の第4期から第6期分の賦課額を合計したものです。
・加入状況（所得や人数）の変更により，これから納付すべき保険料の金額が変更となる場合は，「(2)参考　賦課額合計」と実際に納付した国民健康保険料額が一致しないことがあります。
・1月1日から12月31日までの納付額が社会保険料控除の対象です。納期限どおりに納めて金額の変更がない場合は，「(2)参考　賦課額合計」がその対象です。
・国民健康保険料額に変更があった場合や今後年内に納付した場合は，領収書や納付通知書，口座振替の通帳等で実際の納付額を確認して申告してください。

※年内に支払った額がある場合はその分を加算してください。

■国民年金保険料　※6ページの社会保険料控除欄 参照

日本年金機構から送付される控除証明書をご確認ください。

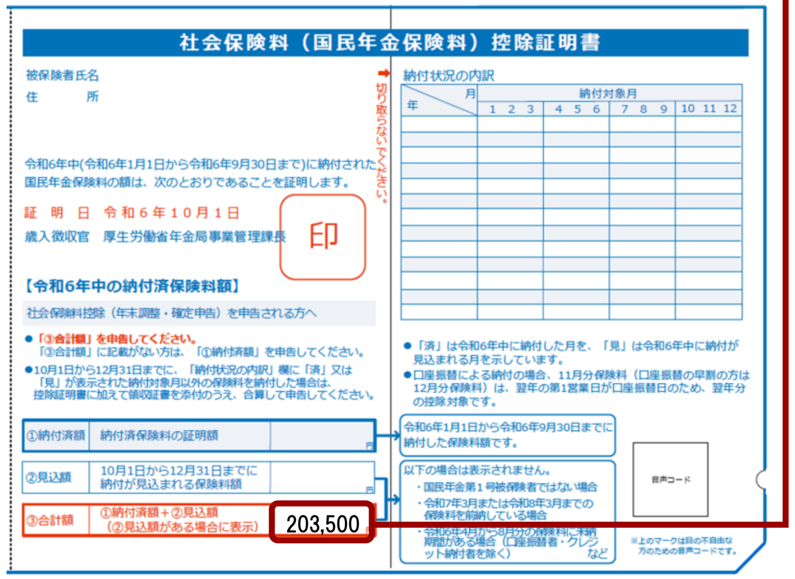

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名
住所

令和6年中(令和6年1月1日から令和6年9月30日まで)に納付された国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明します。

証明日　令和6年10月1日
歳入徴収官　厚生労働省年金局事業管理課長　印

切り取らないでください。

【令和6年中の納付済保険料額】

社会保険料控除（年末調整・確定申告）を申告される方へ

- 「③合計額」を申告してください。「③合計額」に記載がない方は、「①納付済額」を申告してください。
- 10月1日から12月31日までに、「納付状況の内訳」欄に「済」又は「見」が表示された納付対象月以外の保険料を納付した場合は、控除証明書に加えて領収証書を添付のうえ、合算して申告してください。

①納付済額	納付済保険料の証明額	円
②見込額	10月1日から12月31日までに納付が見込まれる保険料額	円
③合計額	①納付済額＋②見込額（②見込額がある場合に表示）	203,500 円

納付状況の内訳

年＼月	1 2 3	4 5 6	7 8 9	10 11 12

- 「済」は令和6年中に納付した月を、「見」は令和6年中に納付が見込まれる月を示しています。
- 口座振替による納付の場合、11月分保険料（口座振替の早割の方は12月分保険料）は、翌年の第1営業日が口座振替日のため、翌年分の控除対象です。

令和6年1月1日から令和6年9月30日までに納付した保険料額です。

以下の場合は表示されません。
・国民年金第1号被保険者ではない場合
・令和7年3月または令和8年3月までの保険料を前納している場合
・令和6年4月から8月分の保険料に未納期間がある場合（口座振替者・クレジット納付者を除く）　など

音声コード
※上のマークは目の不自由な方のための音声コードです。

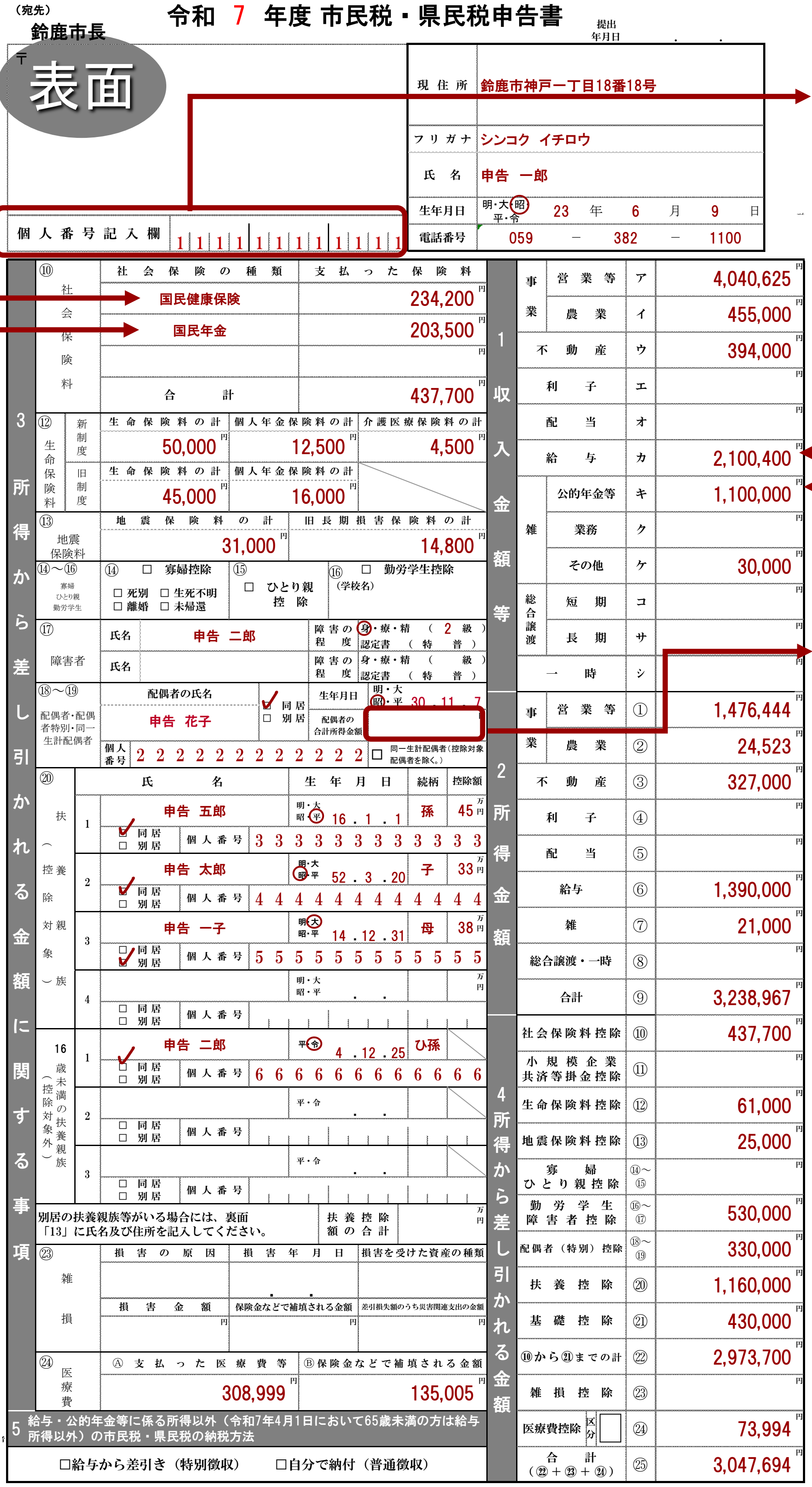

（宛先）
鈴鹿市長

令和 7 年度 市民税・県民税申告書

提出年月日　.　.

〒
表面

現住所	鈴鹿市神戸一丁目18番18号
フリガナ	シンコク　イチロウ
氏名	申告　一郎
生年月日	明・大・[✓ 昭]・平・令　23 年 6 月 9 日
電話番号	059 － 382 － 1100
個人番号記入欄	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

本人の個人番号(マイナンバー)を記入してください。
※配偶者や扶養親族については、各個人の氏名下に個人番号を記入してください。

1 収入金額等

事業	営業等	ア	4,040,625 円
事業	農業	イ	455,000 円
不動産		ウ	394,000 円
利子		エ	円
配当		オ	円
給与		カ	2,100,400 円
雑	公的年金等	キ	1,100,000 円
雑	業務	ク	円
雑	その他	ケ	30,000 円
総合譲渡	短期	コ	円
総合譲渡	長期	サ	円
一時		シ	円

2 所得金額

事業	営業等	①	1,476,444 円
事業	農業	②	24,523 円
不動産		③	327,000 円
利子		④	円
配当		⑤	円
給与		⑥	1,390,000 円
雑		⑦	21,000 円
総合譲渡・一時		⑧	円
合計		⑨	3,238,967 円

配偶者特別控除を受ける方は収入金額ではなく、所得金額を記入してください。
※配偶者控除を受ける方は、記入しないでください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 社会保険料

社会保険の種類	支払った保険料
国民健康保険	234,200 円
国民年金	203,500 円
	円
合計	437,700 円

⑫ 生命保険料

	生命保険料の計	個人年金保険料の計	介護医療保険料の計
新制度	50,000 円	12,500 円	4,500 円
旧制度	45,000 円	16,000 円	

⑬ 地震保険料

地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
31,000 円	14,800 円

⑭～⑯ 寡婦 ひとり親 勤労学生

⑭ ☐ 寡婦控除　☐ 死別　☐ 生死不明　☐ 離婚　☐ 未帰還
⑮ ☐ ひとり親控除
⑯ ☐ 勤労学生控除（学校名）

⑰ 障害者

氏名	障害の程度	認定書
申告　二郎	[✓ 身]・療・精（2 級）	（特　普）
	身・療・精（　級）	（特　普）

⑱～⑲ 配偶者・配偶者特別・同一生計配偶者

配偶者の氏名		生年月日	配偶者の合計所得金額
申告　花子	☑ 同居 ☐ 別居	明・大・[✓ 昭]・平 30 . 11 . 7	
個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		☐ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）	

⑳ 扶養（控除対象親族）

	氏名	同居・別居	個人番号	生年月日	続柄	控除額
1	申告　五郎	☑ 同居 ☐ 別居	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	明・大・昭・[✓ 平] 16 . 1 . 1	孫	45 万円
2	申告　太郎	☑ 同居 ☐ 別居	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	明・大・[✓ 昭]・平 52 . 3 . 20	子	33 万円
3	申告　一子	☐ 同居 ☑ 別居	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	明・[✓ 大]・昭・平 14 . 12 . 31	母	38 万円
4		☐ 同居 ☐ 別居		明・大・昭・平 . .		万円

16歳未満の扶養親族（控除対象外）

	氏名	同居・別居	個人番号	生年月日	続柄
1	申告　二郎	☑ 同居 ☐ 別居	6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	平・[✓ 令] 4 . 12 . 25	ひ孫
2		☐ 同居 ☐ 別居		平・令 . .	
3		☐ 同居 ☐ 別居		平・令 . .	

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「13」に氏名及び住所を記入してください。　扶養控除額の合計　万円

㉓ 雑損

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	. .	
損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
円	円	円

㉔ 医療費

Ⓐ 支払った医療費等	Ⓑ 保険金などで補填される金額
308,999 円	135,005 円

4 所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	⑩	437,700 円
小規模企業共済等掛金控除	⑪	円
生命保険料控除	⑫	61,000 円
地震保険料控除	⑬	25,000 円
寡婦 ひとり親控除	⑭～⑮	円
勤労学生 障害者控除	⑯～⑰	530,000 円
配偶者（特別）控除	⑱～⑲	330,000 円
扶養控除	⑳	1,160,000 円
基礎控除	㉑	430,000 円
⑩から㉑までの計	㉒	2,973,700 円
雑損控除	㉓	円
医療費控除 区分 ☐	㉔	73,994 円
合計（㉒＋㉓＋㉔）	㉕	3,047,694 円

5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法

☐給与から差引き（特別徴収）　☐自分で納付（普通徴収）

※分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」をあわせて提出してください。

■給与収入　※ 3ページの給与所得欄 参照

事業所から発行される源泉徴収票の支払金額を記入してください。

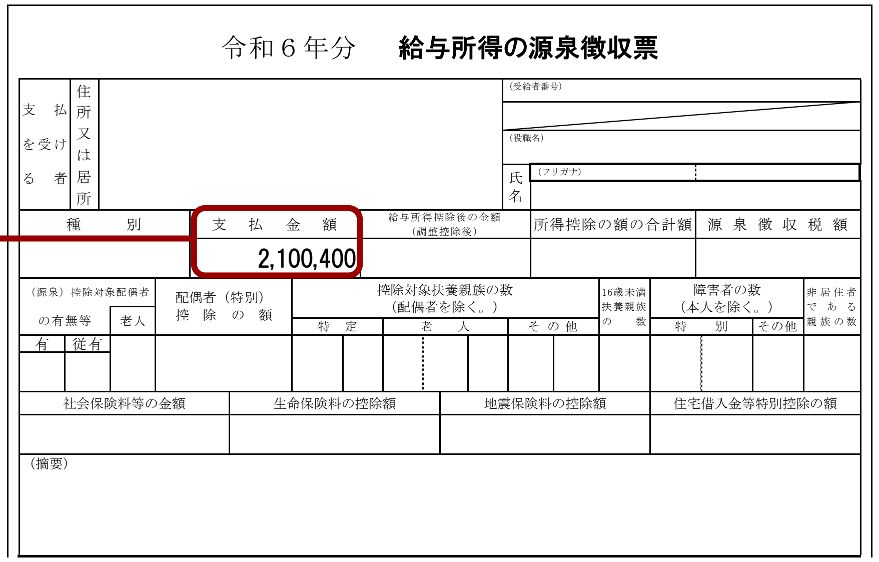

令和６年分　**給与所得の源泉徴収票**

支払を受ける者 住所又は居所	
（受給者番号）	
（役職名）	
氏名（フリガナ）	

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
	2,100,400			

（源泉）控除対象配偶者の有無等 有 / 従有	老人	配偶者（特別）控除の額	控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。） 特定	老人	その他	16歳未満扶養親族の数	障害者の数（本人を除く。） 特別	その他	非居住者である親族の数

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額

（摘要）

■公的年金等収入　※ 3～4ページの雑所得欄 参照

日本年金機構などから発行される源泉徴収票の支払金額を記入してください。
※ 年金の支払者により様式が異なる場合があります。

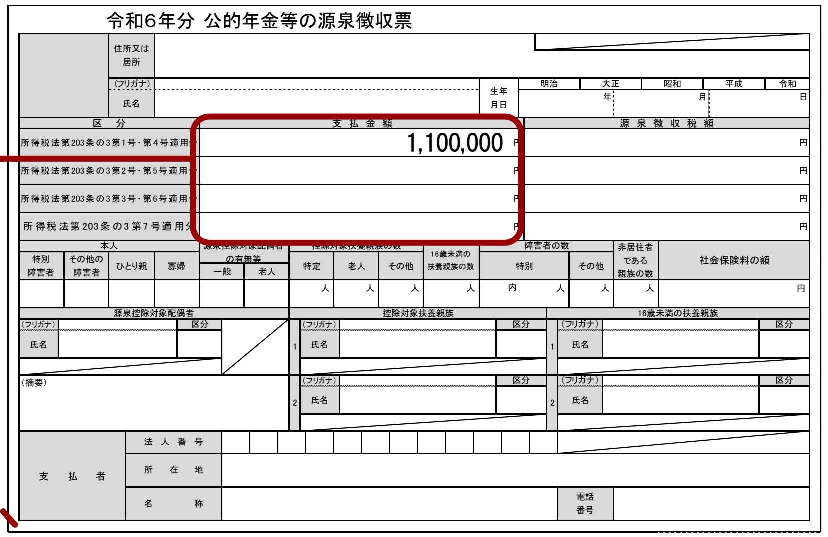

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票

住所又は居所	
（フリガナ） 氏名	
生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和　年　月　日

区分	支払金額	源泉徴収税額
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	1,100,000 円	円
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	円	円
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	円	円
所得税法第203条の3第7号適用分	円	円

本人 特別障害者	その他の障害者	ひとり親	寡婦	源泉控除対象配偶者の有無等 一般	老人	控除対象扶養親族の数 特定	老人	その他	16歳未満の扶養親族の数	障害者の数 特別	その他	非居住者である親族の数	社会保険料の額
						人	人	人	人	内　人	人	人	円

源泉控除対象配偶者	控除対象扶養親族	16歳未満の扶養親族
（フリガナ） 氏名　区分	1 （フリガナ） 氏名　区分	1 （フリガナ） 氏名　区分
（摘要）	2 （フリガナ） 氏名　区分	2 （フリガナ） 氏名　区分

支払者	
法人番号	
所在地	
名称	電話番号

裏面

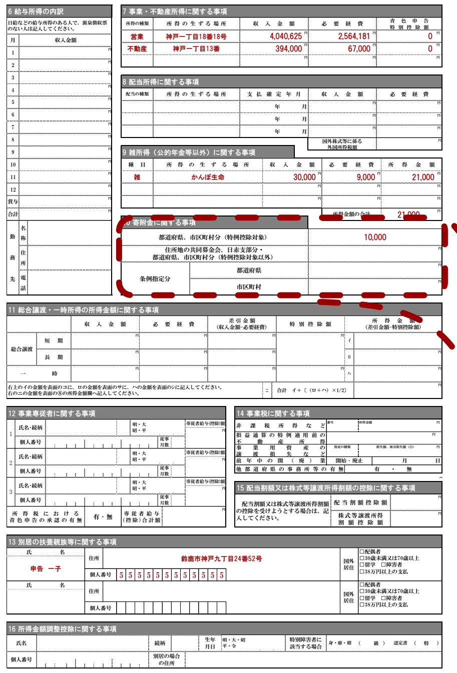

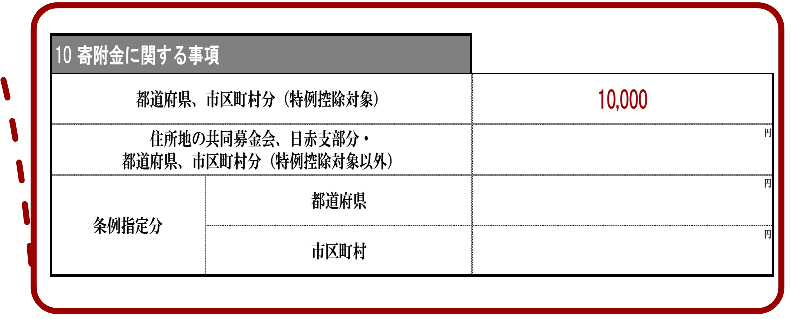

10 寄附金に関する事項		
都道府県、市区町村分（特例控除対象）		10,000
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）		円
条例指定分	都道府県	円
	市区町村	円